

○呼出簿の活用による取調べ等状況の管理の徹底について

平成28年1月28日

刑 総 第 1 4 8 号

警 察 本 部 長

呼出簿の活用による取調べ等状況の管理の徹底について（通達）

任意段階における取調べについては、呼出簿を適正かつ効果的に運用して的確な捜査指揮を行うことにより、その管理を徹底し、かつ、任意性を確保しなければならないことから、呼出簿の活用による取調べ等状況の管理の徹底について（平成19年刑総第1053号）の全部を次のとおり改正し、平成28年2月1日から運用するから、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

警察の取調べ等については、その任意性が問題とされる事案が散見されることから、任意段階での取調べ等における状況を記録し、幹部による事前承認及び事後確認を行うことにより、任意段階での取調べ等状況の管理の徹底を図るものである。

2 呼出状況管理業務による管理

所属長は、呼出簿（別記様式第1号）を埼玉県警察情報管理システムによる捜査管理システム実施要領（令和5年刑総第2640号）に規定する呼出状況管理業務（以下「呼出状況管理業務」という。）により管理し、取調べ等状況を適正に管理するものとする。

3 呼出しの報告等

(1) 呼出予定登録

被疑者、重要な参考人（現時点では、被疑者であると認められないが、本人の供述、関係証拠等によっては被疑者になる蓋然性が高いと認められる参考人又は犯罪証明に欠かさない重要な証拠（供述を含む。）を提供できる参考人をいう。以下同じ。）、参考人及び被害者（以下これらを「呼出人」という。）を呼び出す際は、呼出状況管理業務による呼出予定登録を行い、警察本部の事件の捜査を主管する所属にあつては課長補佐以上の者、警察署にあつては事件の捜査を担当する課の課長（警部補の階級にある者が事件の捜査を担当する課の課長である場合は副署長。以下同じ。）又は課長代理（以下これらを「課長等」という。）を経て所属長に報告すること。ただし、職務質問の実施現場から任意同行して、引き続き取調べ等を行うなどやむを得ない事情により事前に報告するいとまのない

場合は、事後速やかに報告すること。

(2) 呼出予定の決裁登録

前記(1)による報告を受けた所属長及び課長等は、事件の態様及び取調べを担当する捜査員の経験、能力等に応じて個別具体的な指揮を行うとともに、呼出状況管理業務による決裁登録を行うこと。ただし、所属長による決裁登録は、課長等が所属長の指揮を受けて登録できるものとする。

(3) 当直時間帯で取り扱う事件等の対応

ア 当直で取り扱う事件又は事案（以下「事件等」という。）及び地域課員が当直時間帯中に取り扱う事件等で、呼出人を呼び出すときは、呼出状況管理業務による呼出予定登録を行い、埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第42条に規定する当直長に報告すること。

イ 報告を受けた当直長は、事件の態様及び取調べを担当する捜査員の経験、能力等に応じて個別具体的な指揮を行うとともに、呼出状況管理業務による決裁登録を行うこと。

ウ 当直長は、前記アにより呼出人を呼び出す場合又は呼び出した場合は、当直勤務終了後に課長等を経て所属長に報告すること。

エ 前記ウにより報告を受けた所属長及び課長等は、前記(2)に準じて決裁登録を行うこと。

4 呼出しにおける留意事項

(1) 被疑者又は重要な参考人に対して任意出頭を求める場合には、埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号）第11条又は第15条に規定する指揮を受け、必要な指揮にあつては警察本部長事件指揮簿（犯罪捜査規程用様式第1号、第2号及び第2号の2）又は警察署長事件指揮簿（犯罪捜査規程様式第3号及び様式第4号）に記載し、呼出しの状況にあつては呼出予定登録を行うなどして、それぞれ明確にすること。

(2) 公判で参考人又は被害者の供述の信用性が争われることのないよう、捜査主任官等の幹部は、これらの者に対して任意出頭を求める場合においても、取調べ管理の観点から、捜査上必要な事項について具体的に指示すること。

また、参考人及び被害者の呼出しについては、呼出簿が任意段階での取調べ等状況の管理を図る唯一の疎明資料であることから、参考人及び被害者を含め、呼出人を呼び出す場合は確実に呼出予定登録を行うこと。

- (3) 職務質問を実施した現場から任意同行を求めて取調べ等を行った場合についても呼出予定登録を要するが、この場合の任意同行とは、刑事訴訟法第198条第1項に基づき被疑者として任意同行する場合であり、警察官職務執行法第2条による職務質問対象者として任意同行する場合は呼出予定登録を要しないので、誤りのないようにすること。

5 呼出結果の報告等

(1) 結果登録

取調べ等を終了した際（呼出人が出頭しなかった場合を含む。以下同じ。）は、呼出状況管理業務による結果登録を行い、課長等に確実に報告すること。ただし、取調べの任意性に疑いをもたれるおそれが認められるなどの特異事項があるときは、速やかに課長等を経て所属長に報告すること。

(2) 呼出結果の決裁登録

前記(1)による報告を受けた所属長及び課長等は、呼出状況管理業務による決裁登録を行うこと。ただし、所属長による決裁登録は、課長等が所属長の指揮を受けて登録することを可能とする。

(3) 当直時間帯で取り扱う事件等の対応

ア 当直で取り扱う事件等及び地域課員が当直時間帯に取り扱う事件等の取調べ等を終了したときは、呼出状況管理業務による結果登録を行い、当直長に報告すること。

イ 前記アの報告を受けた当直長は、呼出状況管理業務による決裁登録を行うこと。

ウ 当直長は、前記アにより取調べ等を終了した場合は、遅滞なく課長等に報告すること。

ただし、取調べの任意性に疑いをもたれるおそれが認められるなどの特異事項があるときは、速やかに課長等を経て所属長に報告すること。

エ 前記ウにより報告を受けた所属長及び課長等は、前記(2)に準じて決裁登録を行うこと。

6 結果登録における留意事項

- (1) 結果登録を行うときは、取調べの適正の確保を含め、広く捜査管理上参考となる事項を登録すること。

- (2) 呼出人が少年法（昭和23年法律第168号）第2条第1項で規定される少年である場合は、結果登録に当たり、通知先、保護者同道の有無、立会人等の事項を必ず登録すること。

7 所属長の点検

所属長は、呼出状況を確認するため、毎月1回以上、呼出簿及び呼出状況一覧表（別記様

式第2号)を確認し、呼出状況管理業務による点検登録を行うこと。この場合において、所属長による点検登録は、課長等が所属長の指揮を受けて登録することができる。

8 専決

呼出予定登録及び結果登録に係る決裁登録については、課長等の専決とすることができる。ただし、呼出しに係る事件の罪種、態様等が特異な場合又は取調べ等において特異事項があった場合は、所属長に対し適時適切に報告を行い、必要な指揮を受けるとともに、前記3(2)及び5(2)の規定による決裁登録を行うこと。

実施日

この通達は、平成28年2月1日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和5年9月28日刑総第2646号）

この通達は、令和5年10月2日から実施する。

【別記様式省略】